

水俣市（以下「甲」という。）と水俣商工会議所（以下「乙」という。）、熊本県信用保証協会（以下「丙」という。）、株式会社肥後銀行（以下「丁」という。）、株式会社熊本銀行（以下「戊」という。）、熊本中央信用金庫（以下「己」という。）は、次のとおり創業支援に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が、創業者の支援、育成に係る施策を相互に連携し、実施することをもって、水俣市及び市内商工業の振興に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項について連携・協力を行う。なお、当該各号に関する具体的な内容については、別途協議の上定める。

- （1） 創業前から創業後における経営支援に関すること。
- （2） 創業者及び創業予定者を対象としたセミナー、相談会等の開催に関すること。
- （3） 水俣市創業融資制度の円滑な運営に関すること。
- （4） 地域における創業機運醸成に関すること。
- （5） その他、創業者の相談、支援、育成に関すること。
- （6） 上記（1）から（5）のPR及び広報に関すること。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれかが更新しない旨の書面による意思表示をしないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相手方から提供を受けた一切の情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を本協定に定める目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の協定期間の満了により効力を失った後も前項による秘密保持義務を負う。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、信義、誠実の原則にのっとり協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、別紙に甲、乙、丙、丁、戊及び己にて記名押印し、本協定書と製本の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月22日